

社会福祉法人柳井市社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和11年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児休業や子の看護等休暇制度などの取得に伴う相談窓口を設置し、相談体制を整える。

<対策>

- 令和8年 4月～ 担当職員の設置
- 令和8年 4月～ 相談窓口の周知

目標2：将来的に1箇月以上の育児休業取得及び育児休業取得率100%を推奨し、計画期間内に取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率80%以上

女性職員・・・女性職員全体と有期雇用の女性職員それぞれについて、
取得率100%

<対策>

- 令和8年 4月～ 対象者に制度の説明をし、積極的な取得を促す
- 令和8年 4月～ 休業者の業務カバー体制の構築（業務内容の共有をし、カバーできる体制をつくる）

目標3：中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を対象とする子の看護等休暇制度（子の看護、小学生の子を持つ職員が子どもの学校行事の参加、予防接種、感染症に伴う学級閉鎖などの理由で取得できる休暇）の取得を次の水準以上とする。

対象職員・・・取得率60%

<対策>

- 令和8年 9月～ 対象職員との個別面談の実施
- 令和9年 2月～ 取得状況の確認